

# 強戸中学校部活動の方針

平成30年7月作成

太田市立強戸中学校

強戸中学校では、適正な部活動の運営に向けて、国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、県の「適正な部活動の運営に関する方針」、市の「太田市部活動方針」に則り、「強戸中学校部活動の方針」を以下のように策定する。

## 1. 体制整備

### (1) 方針の策定・確認

- ・校長は、「強戸中学校部活動の方針」（以下、「方針」）を策定する。
- ・校長は、年度当初の職員会議で、「方針」を示し、教職員と共に確認する。

### (2) 方針の見直し・改訂

- ・校長は、年度末に次年度に向け、「方針」を見直し、必要に応じて改定する。

### (3) 方針の周知

- ・校長は、ホームページに「方針」を掲載するとともに、PTA総会で保護者に説明する。
- ・校長は、年度初めに、回覧板を通じて、地域に「方針」を発信する。

### (4) 活動計画、及び実績簿の作成・周知

- ・顧問は、「方針」に則り、毎月の活動計画を作成する。
- ・顧問は、毎月の活動計画及び実績簿を校長に提出する。
- ・顧問は、「方針」にそった各部の活動方針を新入生の入部確定後後、新人戦前に保護者会で説明する。
- ・毎月の活動計画（練習試合計画を含む）を保護者に周知する。

### (5) 適正な数の部活動の設置・検討

- ・校長は、生徒数や安全面を考慮し、毎年、適正な数の部活動を設置すると共に適正な数の部活動を検討する。

### (6) 部活動終了時刻の設定

- ・校長は、安全面に配慮し、日没を考慮した部活動終了時刻を設定する。

### (7) 活動計画の確認、点検、指導

- ・校長は、顧問より提出される毎月の活動計画及び活動実績を確認、点検、指導する。

### (8) 部活動検討委員会の設置

- ・校長は、部活動検討委員会を設置し、「方針」・「部活動運営」の適性について検討する機会を設ける。部活動検討委員会の委員は、学校評議員を兼ねる。

## 2. 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

### (1) 適正な指導

- ・顧問は、生徒の心身の健康管理をする。
- ・顧問は、事故防止のため、活動場所の施設・設備の点検をする。
- ・顧問は、体罰・暴言、ハラスメントを絶対に行わない。
- ・顧問は、適切な休養日を設定する。
- ・顧問は、活動中休養を適切に取りつつ、短時間で効果的な活動を工夫する

(2) 練習日および練習時間について

○部活動は、下記の範囲の中で活動する。

①月曜日は完全休養日とする。【朝練習及び放課後練習を行わない】

【平成29年度4月より】

②土・日曜日のいずれか1日は休養日とする。

○ただし、「土・日曜日とも大会」「日曜日が大会のため、前日練習が必要」の場合は、活動を認めるが、前後2週間を目安に代替休養日を設ける。

○長期休業中（夏季休業、冬季休業）の土・日曜日は、原則、休養日とする。ただし、大会等により、土・日曜日に活動しなければならないときは、代替休養日を確保する。また、長期休業中は、ある程度長期の休養期間を設ける。

③部活動活動時間及び終了時刻は次の通りとする。

・平日の活動時間は、2時間以内とする。ただし、準備、後片付けの時間は除く。（下校時刻は、終了時刻から15分以内を徹底する）

・火曜日から金曜日までの活動時間及び終了時刻

活動開始時刻 ●普通授業時【16:05～】／●短縮授業時【15:35～】

活動終了時刻 4月 【17:45】 【17:35】

5月～8月 【18:05】 【17:35】

9月 【17:45】 【17:35】

10月 【17:15】 【17:15】

11月～1月 【17:00】 【17:00】

2月 【17:15】 【17:15】

3月 【17:45】 【17:35】

・学校の休業日（土・日を含む）の活動時間は、3時間以内とする。ただし、準備、後片付けの時間は除く。

・屋外の部活動については、日没終了を目安とする。

・大会が近く（1週間前）、顧問が直接指導をしている場合に限り時間延長を認める。

○延長に際しては、管理職の許可並びに保護者の承認を得る。

○活動延長は、実質活動時間が2時間となるまで認める。生徒の下校時の安全については十分に配慮する。

○『5月～8月』については、2時間の活動があるため、延長は行わない。

【平成30年度4月 確認事項】

④顧問は部活動の開始、終了時には活動場所に行き、活動の指示並びに生徒の健康状況などを把握する。（健康・安全面／生徒指導面）

⑤中間・期末テスト前の部活動は、原則として4日前（日曜・祝日を含む）より休みとする。ただし大会が重なる及び大会の近い部については、管理職の許可並びに保護者の承認のもと活動する。

⑥朝練習は、希望者のみとし、顧問が直接指導する場合は認める。実施する場合は、事前に管理職に報告する。また、保護者への周知を行う。但し、交通安全指導日の活動は認めない。活動時間については7:30から8:20を厳守する。ただし、放課後の練習時間が十分にとれる日は、原則、行わない。

### (3) 部室の使用について

- ①鍵は、部長(キャプテン) または副部長(副キャプテン) が責任をもって取り扱う。
- ②他の部室には絶対入らない。(体育の授業は除く)
- ③部室内にお金や貴重品を置かない。
- ④部室内での飲食は禁止する。
- ⑤部室の戸締まりは責任をもって部長(キャプテン) または副部長(副キャプテン)が行なう。
  - ・各部ごとに定期的に部室の掃除を行う。顧問も定期的に点検し、あまりひどい場合は使用を禁止する。

### (4) 部活動中の飲食について

顧問の指導のもとでの飲食は許可する。(保護者の差し入れについても同様とする。)

### (5) 練習試合および公式試合における安全指導について

自転車で移動するときは、登下校時も含め、必ずヘルメットを着用すること。また雨天時の傘さし運転も禁止する。

### (6) 練習および試合後の行動について

- ①練習および試合の解散後は寄り道をせず速やかに帰宅する。
- ②一旦帰宅した後、部活動に参加する場合も登校時と同じ条件とする。

### (7) 部の存続について

- ①個人戦に出場可能な部であっても、団体戦が組めなくなった場合は、4月の入部状況を見て、検討する。
- ②団体種目において人数が満たない場合は、4月の入部状況をみてから検討する。
- ③入部者がいない場合は次年度の入部まで待ち、活動できる人数が揃わない場合は、休部または廃部を職員会議で検討する。ただし、合同チームでの出場が認められている部(野球・ソフトボール・バスケット)については存続も含め検討する。
- ④部活動の新設・活動内容、名称の変更がある場合は職員会議で検討し、決定する。
- ⑤特設部は、原則認めない。
- ⑥休部(1年生の入部を認めない)となった場合でも新2年、3年生部員については部員が引退(3年生の夏まで)するまで活動は保障する。ただし本人の申し出により、転部等を希望する場合は認める。
- ⑦駅伝大会については、授業中の記録を参考に選考し、練習の中で選抜する。体育担当が行い、大会当日の補助役員や配車については、随時決める。
- ⑧合同部活動での練習や練習試合は校長の許可を得て行う。尚、中体連3大会への参加は規定に則り行うが、中体連会長の承認が必要となる。
- ⑨長期休業中の平日に部活動を校外の施設等で行う場合は校長の許可を得る。

## (8) 部活動入部・退部・移動について

- ①部活動オリエンテーションから部集会前日までを仮入部期間とする。仮入部期間は同じ部活動に2日間は所属し、一緒に練習をする。
- ②仮入部期間の1年生の終了時刻は17:00とする。(平成29年度より)
- ③4月の部集会当日を入部届け提出最終日(担任へ)とする。
- ④転・退部する場合は理由を明確にし、顧問、担任、部活担当、親、本人と話し合いで決定した結果、学校長の承諾を得る。転部の場合は、再度入部届けを提出してもらう。

(1年生については、4月に入部後1学期間は転部を許可する。)

## (9) その他

- ①体育館、校庭、武道場、テニスコートの整備については、使用する各部の責任とする各部とも、練習および練習試合終了後、清掃と整備は実施する。
- ②お別れ会を実施する場合は、部の顧問の判断のもとで行なってもよい。ただし、顧問または保護者が同席する。
- ③卒業生(部の先輩)に対する記念品については、事前に顧問と相談し、卒業式前に渡せるようにする。
- ④旅行などのお土産については、強制させない。個人的なお土産は学校では避ける。部活にお土産をもってきた場合には、顧問に預け、顧問から部員に分ける。
- ⑤生徒指導上問題のある生徒の出場制限については、各専門部の大会要項に記載されているので、事前に生徒に伝えておく。

## 3. 運用

この「方針」は、平成30年9月1日より、本格的に運用する。